

松島町議会行政視察受入れに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松島町議会が市区町村又は都道府県の議会その他議会関係の団体からの行政視察を受け入れる際に必要な事項を定めるものとする。

(行政視察の申込み)

第2条 本町への行政視察を希望する議員又は地方自治体職員（以下「視察者」という。）は、松島町議会行政視察申込書（様式第1号）を松島町議会議長（以下「議長」という。）へ提出するものとする。

(行政視察の受入れの決定)

第3条 議長は、前条の規定により行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否を決定し、視察者に通知するものとする。

(行政視察費用の徴収及び額)

第4条 行政視察に係る費用として、視察者（随行職員等を含む。）1人当たり500円を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、施設の利用料その他視察の受入れに必要な費用が発生するときは、視察者がこれを負担するものとする。

(費用徴収の方法)

第5条 視察者は、前条の費用について、視察日に納入通知書により納付するものとする。

2 前項の規定により徴収した費用は、返還しない。

(費用徴収の免除)

第6条 次に掲げる者で構成される団体が視察をする場合は、第4条に規定する費用を免除することができる。

(1) 宮城県内の地方公共団体の議会議員及び職員（一部事務組合を含む。）

(2) その他議長が認める者

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。